

入札参加者の心得

河内町が実施する入札について、入札条件及び留意事項等は次のとおりとする。

1 全般的な留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、河内町財務規則を遵守すること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札の無効

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) 指定の日時までには到着しない場合
- (3) 指定の日時に入札保証金を納めない場合
- (4) 入札書に記された金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合
- (5) 入札書を2通以上提出した場合
- (6) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
(代理人の場合は入札前に委任状を提出すること)
- (7) 前各号のほか、入札条件に違反した場合

3 最低制限価格を設けた場合

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

4 落札者の決定方法等

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者を落札者とするを原則とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかないかを問わず、見積った契約希望金額に110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約について

- (1) 落札者においては契約日までに内訳書を提出すること。
 - ア 提出された内訳書は返却しない
 - イ 提出された内訳書の引換え、変更又は取消しは認めない
 - ウ 内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない
 - エ 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された内訳書を公正取引委員会等に提出する場合がある
- (2) この入札の対象案件が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで入札すること。また、落札者は、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について、落札決定後に発注者と協議を行うこと。
- (3) 契約の締結に際しては、河内町で指定した契約締結日までに契約書により締結しなければならない。
- (4) 落札決定者が正当な理由なくして上記によることを怠ったときは、この落札は無効とする。

6 その他

- (1) 一括委任又は一括下請は禁止し、これを発見した場合は契約を解除する。
- (2) 入札は厳正に行い、入札執行事務を妨げてはならない。
- (3) 前各号のほか、全て係員の指示によるものとする。